

競争入札参加資格等の有効期間を1年間延長しました

東日本大震災の発生に伴い、本市競争入札参加手続等において、特例措置として現行の競争入札参加資格承認期間を1年間延長しました。

したがって、今回の延長後の有効期間が終了すれば、次回申請の有効期間は従来どおり2年間となります。

本市登録業者の皆様には、有効期間延長の通知をお送りします。

なお、本市登録業者でない方は、補充登録を受付いたします。(詳しくは、後日本市ホームページに掲載します。)

登録区分	現行の有効期間	延長後の有効期間
建設工事	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
コンサル	平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
物 品	平成23年7月20日から 平成25年3月31日まで	平成23年7月20日から 平成26年3月31日まで
役 務	平成23年7月20日から 平成25年3月31日まで	平成23年7月20日から 平成26年3月31日まで
小規模契約希望者	平成23年7月20日から 平成25年3月31日まで	平成23年7月20日から 平成26年3月31日まで

市内建設業者の皆様（入札参加資格承認されている方）

競争入札参加資格の有効期間を1年間延長したことにより、平成24年度の入札参加資格の申請は不要となりますが、格付けに係る関係書類の提出は必要になりますので、期間内に忘れずに提出してください。(提出期間は、改めてお知らせします。)

なお、平成24年度の格付申請に係る経営事項審査の取扱いにつきましては、すでにお知らせしておりましたとおり、改正後の新基準による経営事項審査の結果通知を受けていることが条件となりますので、現在お持ちの経営事項審査をご確認いただき、改正前の基準による総合評定値の場合は、審査機関（宮城県等）の再審査を必ず受けてください。

お持ちの経営事項審査の内容が改正前であるか改正後であるかにつきましては、審査機関にお問い合わせください。

※お問い合わせ先※

総務部管財課契約グループ

電話0225-95-1111（内4083、4084、4085）